新条文

附則

1　この規則は、条例施行の日から施行する。

2　平成二十九年五月七日から平成三十年五月六日までの間は、第八条の規定にかかわらず、条例第十八条第一項に規定する規則で定める航空機は、航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち次の表の上欄に掲げる航空機とし、条例第十八条第一項に規定する規則で定める金額は、条例第十七条第一項に規定する着陸料の額から条例別表第一第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額に同欄に掲げる航空機の区分に応じそれぞれ次の表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を控除して得た額とする。

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）
空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行する航空機で知事が定めるものに限る。）	十五分の一

3　平成二十九年五月七日から同年六月三十日までの間における前項の規定の適用については、

旧条文

附則

1　この規則は、条例施行の日から施行する。

2　平成二十七年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第八条の規定にかかわらず、条例第十八条第一項に規定する規則で定める航空機は、航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち次の表の上欄に掲げる航空機とし、条例第十八条第一項に規定する規則で定める金額は、条例第十七条第一項に規定する着陸料の額から条例別表第一第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額に同欄に掲げる航空機の区分に応じそれぞれ次の表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を控除して得た額とする。

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）
空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。）	十五分の一

3　平成二十七年七月一日から平成二十九年六月三十日までの間における前項の規定の適用につ

同項の表中

「

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）

」

とあるのは、

「

空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と新千歳空港との間において航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）	十五分の一
空港と大阪国際空港との間に路線を定めて一定の日時	十五分の一

いては、同項の表中

「

直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）

」

とあるのは、

空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と新千歳空港との間において航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）	十五分の一
空港と大阪国際空港との間に路線を定めて一定の日時	十五分の一

により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と大阪国際空港との間において航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）		
直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）	
空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。）		十五分の一

とする。」

4　平成二十九年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間における附則第二項の規定の

により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と大阪国際空港との間において航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）	
直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸した航空機（国際航空に従事するものを除く。）	ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）

とする。」

適用については、同項の表中

「

空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行する航空機で知事が定めるものに限る。）	十五分の一

」

とあるのは、

「

空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。）	十五分の一
空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行する航空機で知事が定めるものに限る。）	十五分の一

」

とする。

5　条例附則第三項の規定による駐車料の減免は、次に掲げるところにより指定駐車場を利用したときに行う。

一　青森空港有料道路の料金所において　領収書又は回数券受領書の交付を受け、その交付を受けた日に指定駐車場に入場すること。

二　指定駐車場を出場する際に、指定駐車場に入場するときに交付された駐車券及び前号の領収書又は回数券受領書を提出すること。

6　条例附則第三項に規定する規則で定める金額は、一台につき、二百円とする

4　条例附則第三項の規定による駐車料の減免は、次に掲げるところにより指定駐車場を利用したときに行う。

一　青森空港有料道路の料金所において領収書又は回数券受領書の交付を受け、その交付を受けた日に指定駐車場に入場すること。

二　指定駐車場を出場する際に、指定駐車場に入場するときに交付された駐車券及び前号の領収書又は回数券受領書を提出すること。

5　条例附則第三項に規定する規則で定める金額は、一台につき、二百円とする。